

静岡県告示第504号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年7月1日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年7月1日

静岡県知事 鈴木康友

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
三沢富士宮線	富士宮市西山字堀附2759番の4から 富士宮市西山字笹原2657番の9まで	令和7年7月1日